

## 第31回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月20日（月）午前9時から午前10時10分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智（所要のため、途中より出席）  
会長職務代理者 3番 早乙女 誠  
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人  
細井秀男推進委員、木野内佳代子推進委員、糸川喜幸推進委員
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会議書記の指名  
第3 会務報告について  
  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について  
議案第5号 新規就農の申請の件について  
報告第1号 非農地証明願の件について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について  
その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要

令和元年1月20日（月）【午前9時開会】

- 局長 定刻になりましたので、令和元年度第31回壬生町農業委員会総会を開会いたし

ます。

ただ今の出席委員は9名で、欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

なお、会長所要のため少し遅れますとの連絡がございました。

それでは、職務代理よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○早乙女職務代理 あいさつ

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、職務代理をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、6番 清水利通 委員、7番 大久保幸雄 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・12月26日(木)、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、堀主幹が出席いたしました。
- ・1月8日(水)、令和2年賀詞交歓会が、城址公園ホールにおいて開催され、農業委員・推進委員、事務局から私が出席いたしました。
- ・1月9日(木)、新規就農認定審査会が、役場ひばり館において開催され、早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、刀川正己農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。
- ・1月15日(水)、農地法第5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、大橋好一農業委員、中川久枝農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。
- ・同じく、1月15日(水)、国民健康保険運営協議会が、役場第3会議室において開催され、大橋幸子農業委員が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

12/27(金)締切りの時点で、1件ございました。議案第1項案件についてご説明します。

#### 第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (通町) 自作地 12㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ (三好町) 自作地 340㍍ 借受地 48㍍ 貸付地 22㍍

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字向田 田 1034㎡

売買による所有権移転(\_\_\_\_\_円/10a) 稼動3人

以上、第1項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明といたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る1月10日に譲受人の\_\_\_\_\_氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、鈴木進吉農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

12/27（金）締切りの時点で、3件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_（栃木市）

\_\_\_\_\_（中表町）

\_\_\_\_\_（第三）

\_\_\_\_\_（栃木市）

\_\_\_\_\_（通町）

賃借人 \_\_\_\_\_株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_（栃木市）

（土地の表示：\_\_\_\_\_）

壬生町大字壬生乙字五反目 田 456㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字壬生乙字五反目 田 485㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字壬生乙字五反目 田 971㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 田 485㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字壬生乙字五反目 田 485㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字壬生乙字五反目 田 485㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 田 485㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 田 373㎡のうち199.46㎡

合 計 5991.46㎡

砂利採取及び搬出入路で賃借権の設定 1年間

## 第2項

貸 人 \_\_\_\_\_ (下坪)

借 人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市) \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字本学谷 畑 239㎡

一般住宅敷地 使用賃借権の設定20年間

## 第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (上田2)

賃借人 \_\_\_\_\_ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字上田字宿 畑 2384㎡のうち1239.25㎡

園芸用土採取 賃借権の設定 1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る1月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の8番 大橋好一委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

### ●8番 大橋好一委員(1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、1月15日(水)に私と 梁島 源智会長、中川 久枝委

員、大垣 仁美 事務局長、堀 靖久 主幹の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から北西に約800メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりが10haを超えるため第1種農地に該当します。事業計画書の土地の選定理由といたしましては、\_\_\_\_流域は豊富な埋蔵量と良質な陸砂利が算出していることから選定いたしました。採取計画では、掘削は最大10メートルを予定しております。区域内にある公共物については、法定外公共物使用許可申請がなされております。また、事業資金については、自己資金で対応するため残高証明書が添付されております。栃木県知事あてに砂利採取計画の認可申請書が提出されており、栃木県陸砂利採取業協同組合による農地への復元措置に関する保証書も添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。砂利採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当しますので、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、1月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 大橋好一 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から北に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりが10haを超えるため第1種農地に該当します。事業計画書によりますと、申請者は、現在、宇都宮市内のアパートに妻・子供1人の3人

で住んでおりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となっていることから住宅建築を検討し妻の父に相談したところ、土地を提供してもらえることとなり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、申請地以外に適した土地がないため適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は集落排水に接続の予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所と協議済ということです。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 大橋好一 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から南に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集団的広がり10haを超えるため第1種農地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を道路から2m、農地から1mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大4mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、町内にあります\_\_\_\_\_に出荷する予定となっております。

また、埋戻しの用土は鹿沼市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。

なお、転用実績調書では、前々回地は実績なし、前回地は農地へ復元完了となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書の添付もあり、事業資金について

は、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

(梁島会長到着：早乙女職務代理と交代)

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細(新規・使用貸借権)に\_\_\_\_\_委員が、(再設定・使用貸借権)に\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書4ページからの議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。

議案書5～6ページのとおり、5件・17筆・面積合計が33,707㎡となっております。

利用権の新規、使用貸借権分についてご説明します。  
議案書7ページのとおり、6件・12筆・面積合計が22,423㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。  
議案書8～11ページのとおり、15件・49筆・面積合計が79,056㎡となっております。

利用権の再設定、使用貸借権分についてご説明します。  
議案書12～13ページのとおり、6件・18筆・面積合計が13,181㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、\_\_\_\_\_委員及び\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

P6の利用権設定各筆明細（新規・賃借権）で、農業振興公社が利用権の設定を受けるということで、物納で米を出すとなっておりますが、振興公社が土地を利用して米を作るということだと思いますが、振興公社自らやるってことですか？それとも誰か雇うということですか。金銭であれば振興公社は事務的にできると思いますが、物で出すというのはどのような形ですか。

○事務局 堀主幹

公社を通じて賃借権の設定をする場合は、すでに借人と貸人が決まっている状態で公社が間に入って賃借権を設定する形ですが、賃料については公社を通さずに直接貸人と借人とでやり取りしていただく形なので、公社の方は賃料については関与しないということになります。

○8番 大橋好一 委員

そうすると公社の名前が出るのはおかしいのではないかと？相手が決まっているなら、両者の名前がいいのでは？

○事務局 堀主幹

一旦中間管理機構の名義を通さないと。

○8番 大橋好一 委員

公社がやっているのは事務的な事だけで、これで後継者育成とか利用権とか集積とかやったって、自分の土地も持たないで、相手が決まってから通してお金だけくれますというのでは、前向きな感じではない。実績を残すだけでやっているように見えてしまう。事務処理上こうなるというのは仕方ないんですけど、でしたら公社の下にかっこ書きでもいいので、実際に設定人となる人の名前を入れてもらうとわかりやすい。

○6番 清水利通 委員

前々から疑問視する声があった。振興公社が賃貸にかかわって世話をしているわけではなくて、事務的に通している。数字として実績に上がるだけで実際に骨折ってやっているわけではないので、この辺の取り扱いをどうするか要望してもいいのではないか。

○8番 大橋好一 委員

出し手がいて、受け手が受けてますという実績があればいいが、いつもプラスマイナスゼロだ。振興公社が持っている土地というのは常にプラスであって、保有していなくては出せないと思う。借りたいという人がいても手持ちがゼロではできないと思う。

○4番 篠原正明 委員

さっき、大橋委員が言ったように、公社の下に借り手をかっこ書きで書くのは可能なのですか。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員及び\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員及び\_\_\_\_\_委員がとなる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、\_\_\_\_\_委員に退席をお願いします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。  
\_\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

ここで、\_\_\_\_\_委員は、退席をお願いします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

続いて、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。  
\_\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

- 
- 議長 次に、日程第5の議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書14ページの議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

新規の利用権設定、賃借権分については15ページのとおり、1件1筆、18,435㎡です。

以上、今案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定を満たしているものと考えます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

---

○議長 次に、日程第6の議案第5号「新規就農の申請の件について」を議題といたします。事務局より一括議案の説明及び1月9日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況などについて説明願います。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書16ページの議案第5号 新規就農の申請の件についてご説明します。

12/27(金)締切りの時点で、新規就農の認定申請が1件ございました。第1項についてご説明します。

第1項

申請人 \_\_\_\_\_氏

申請理由 友人が苺栽培に取り組んでおり、その手伝いをしている中で苺の栽培に興味と楽しさを感じ、次第に自分でも苺栽培に取り組みたい思いが強くなり今回の申請に至ったということです。

将来はおいしい苺を作り、多くの人に栃木の苺を食べていただきたいということです。

(土地の表示) 壬生町大字下稲葉 畑 12,118㎡

(※圃場整備換地後の地番で、既に就農している\_\_\_\_氏と半分づつ借り受ける予定)

〈新規就農審査日〉 令和2年1月9日

〈審査結果〉 農業経験があり、販路も確保されていることから、経営計画どおり営農開始することが可能と見込まれ、審査会の審査結果は、認定やむなしとの判断をしている。

下稲葉圃場整備地地内の農地を賃貸借により取得し、苺を作付することで、新規就農を希望している。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました第1項につきまして、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号第1項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号第1項は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第7、報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

#### ●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の17ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 中川久枝 委員 (現地調査の結果報告)

12月26日に、川嶋敏雄委員と現地確認を致しました。平成11年に車庫を建築して、住宅敷地と一体化して利用していました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

---

○議長 次に日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの2件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの3件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

---

●事務局（岡補佐）説明

- ・農業委員会新年会について⇒来月総会を15:00より開始し、17:00より新年会を行う。場所はあづま家を予定。
- ・本日10:30より農業者年金研修会⇒  
講師 栃木県農業会議 渡辺主幹・原田主事
- ・研修会終了後昼食会 於：匂香（会費は親睦会より支出）
- ・「令和2年度農業用免税軽油に係る申請受付について」⇒  
2/25. 2/26. 2/27 にJAしもつけ壬生地区営農経済センター青果物一元集荷所2回会議室にて受付
- ・令和元年度全国農業新聞購読料について⇒  
農業委員：2月分報酬より8,400円引き落とし  
推進委員：1月分報酬・2月分報酬に分けて各月4,200円引き落とし
- ・活動記録簿について⇒1月～3月分を4月初めに提出
- ・農業委員並びに農地利用最適化推進委員の推薦、募集に関する説明会⇒  
2/6 18:00 稲葉地区公民館  
2/10 18:00 役場ひばり館A会議室  
2/13 18:00 南犬飼地区公民館

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

報酬に関して、今後どのくらい挙げられるのだろうか。

●事務局 岡補佐

県から交付金をいただいておりますが、1年間の遊休農地の解消面積や委員の斡旋に伴う農地の貸付等の面積により、交付金が支給されます。多いところでは600万ぐらいにの交付金となり、それを委員で配分することとなります。面積の集積にもよりますが、お一人に対し数万円ぐらいはお配りできる計算にはなりますが、それは毎月の報酬に上乗せではなくて、1年間の結果により申請し支給される交付金を均等に配分となるので、一概には申し上げられませんが、3月末に支給できるような状況です。

○6番 清水利通 委員

全国の報酬実態というかデータは出ていますか。

●事務局 岡補佐

県に問い合わせればわかると思います。

○6番 清水利通 委員

先ほどの解消等の実績に対してだが、報酬としては全国から見てもどのくらいの位置にあるのか、我々もわからないところだが、仕事の量としてはこれからを考えると厳しいなと感じる。

○議長 特に推進委員の報酬が低いと思う。

○6番 清水利通 委員

その辺のバランスも全国のデータを見て参考にして要請していくようにしたらいいのではないか。

○議長 遊休農地の解消等での交付金は頭において努力していくとし、これから報酬の方も考えてもらうようにしていくしかないと思う。

○1番 琴寄成人 委員

新規就農ですが、追跡調査をした方がいいのではないのでしょうか。ただ承認して、そのままというのもどうものかと思う。

○議長 何年間か遡って、新規就農者の調査をやった方がいいかもしれないですね。

○1番 琴寄成人 委員

どこでも就農後に補佐する組織がないですよ。せっかく農業始めたのだから、投げっぱなしにしちゃうのもどうかと。

---

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第31回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時10分閉会】

議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_